

独立行政法人農畜産業振興機構の補助事業に関する業務執行規程の一部改正に係る新旧対照表(案)

変更後	現 行
<p>1～3 (略)</p> <p>4. 審査基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施計画等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設整備事業以外の事業</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) コスト分析手法を導入している事業(畜産業振興事業の実施についての別表第4に掲げる事業、<u>野菜農業振興事業の実施について(平成20年4月1日19農畜機第4798号)の別表2に掲げる事業及び砂糖生産振興事業であって砂糖生産振興事業における事業の採択基準等について(平成16年9月15日16農畜機第2644号)の別表に掲げる事業以外のもの</u>)については、原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を上回っていないこと</p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 進行管理システム等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 進行管理システム等</p> <p>補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 酪農乳業部乳製品課長、食肉生産流通部食肉需給課長、畜産振興部管理課長、野菜需給部助成業務課長、<u>野菜業務部契約取引推進課長及び特産業務部特産製品課長</u>は、アで入力された当該部の補助事業の進行状況を毎月とりまとめの上、部長に速やかに報告する。</p>	<p>1～3 (略)</p> <p>4. 審査基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 事業実施計画等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 施設整備事業以外の事業</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(エ) コスト分析手法を導入している事業(畜産業振興事業の実施についての別表第4に掲げる事業、<u>野菜農業振興事業のうち緊急需給調整推進事業及び砂糖生産振興事業における事業の採択基準等</u>についての別表に掲げる事業以外の事業)については、原則として費用がコスト分析の基準の額又は水準を上回っていないこと</p> <p>(オ)～(カ) (略)</p> <p>5. (略)</p> <p>6. 進行管理システム等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 進行管理システム等</p> <p>補助事業の進行管理は、次のとおり、「補助事業等管理台帳システム」を用いて行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 酪農乳業部乳製品課長、食肉生産流通部食肉需給課長、畜産振興部管理課長、野菜需給部助成業務課長、<u>特産業務部特産製品課長</u>は、アで入力された当該部の補助事業の進行状況を毎月とりまとめの上、部長に速やかに報告する。</p>

変更後	現 行
<p>ウ 畜産関係の補助事業にあつては、畜産振興部の管理課長は、畜産振興事業全体の進行状況を、毎月取りまとめの上、畜産振興部長に速やかに報告する。<u>野菜関係の補助事業にあつては、野菜需給部の助成業務課長は、野菜農業振興事業全体の進行状況を、毎月取りまとめの上、野菜需給部長に速やかに報告する。</u></p>	<p>ウ 畜産関係の補助事業にあつては、畜産振興部の管理課長は、畜産振興事業全体の進行状況を、毎月取りまとめの上、畜産振興部長に速やかに報告する。</p>

附 則

この規定の改正は、平成21年〇月〇日から実施する。